

ロ (仕様書番号②)

R-2. ロータリ除雪車 (2.6メートル、220キロワット級 (スイングオーガ装置付き)) 仕様書
[雪切板 (右)、作業灯、ステップランプ、前面熱線ガラス、床マット、油圧式チップバック、幅2.6m
後輪ダブルタイヤ、スイングオーガ装置、熱線入りバックミラー、エアコン、後方作業灯、後方カメラ]

令和6年度
山形県

R-2. ロータリ除雪車 (2.6メートル、220キロワット級 (スイングオーガ装置付き)) 仕様書
[雪切板 (右)、作業灯、ステップランプ、前面熱線ガラス、床マット、油圧式チップバック、幅2.6m
後輪ダブルタイヤ、スイングオーガ装置、熱線入りバックミラー、エアコン、後方作業灯、後方カメラ]

概 要

この仕様書は、ロータリ除雪車 (2.6メートル、220キロワット級 (スイングオーガ装置付き)) に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号 (以降の改正分を含む) 「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については山形県知事 (以下「発注者」という) と物品供給人 (以下「受注者」という) が協議のうえ決定するものとする。

1. 性 能 (JIS D6509 性能試験)

(1) 最大除雪量	2,700 t/h 以上
(2) 投雪距離	0~35 m 以上
(3) 最大除雪幅	2,600 mm
(4) 最大除雪高	1,500 mm 以上
(5) 走行速度	40 km/h 以上
(6) 騒音レベル	

「騒音障害防止のためのガイドライン」 (厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号) 第I管理区分に準ずる。(測定方法はJCMAS H011の機械定置時による)

2. 主要諸元

(1) 全 長 (走行姿勢)	9,000 mm 以下
(2) 全 幅 (除雪装置含む)	2,600 mm 以下
(除雪装置除く)	2,500 mm 以下
(3) 全 高 (黄色灯火上端まで)	3,800 mm 以下
(4) 最低地上高	250 mm 以上
(5) 車両総質量	22,000 kg 以下
なお、「9. 付属装置及び付属品 9-2 車両総質量に含まないもの」以外は、 本車両総質量に含むものとする。	
(6) 最小回転半径 (最外側車輪中心)	8.0 m 以下
(7) 乗車定員	2 人

3. 車 体

(1) 機 関	
---------	--

形 式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	220 kW 以上
(2) 駆動方式	
形 式	総輪駆動式
(3) タイヤ	
形 式	前輪（複輪） スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ 後輪（複輪） スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ
(4) 走行装置	
	後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること
(5) かじ取装置	
形 式	油圧式車体屈折機構式
(6) 運転室	
構 造	全鋼製密閉形
窓	(前、後)冬用ワイパーブレード付 (前) 熱線入り
ハンドル位置	左ハンドル

4. 除雪装置

(1) 形 式	ツーステージ形、ロータリ除雪装置
(2) 構 成	オーガ・ブロワ・放出角可変型ブロワケース・伸縮起倒式シュート
(3) 能 力	
ブロワ放出角度	右35～左60 度 以上
シュート旋回角度	340 度 以上
シュート高さ	4,000 mm 以上
昇降範囲	地下100mm～地上300mm 以上
チルト角度	左右各4 度 以上
シュー	除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること
安全装置	除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、（シャープピンの切断等により）除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロワ系に各々設けること。 また、オーガ空転防止装置を設けること。
その他	ブロワケース、シュート系統、装置チルトは油圧作動とする。
(4) 操作方式	ジョイスティックレバーによる操作
(5) 標準雪切板(右)	地上から2,460mm以上
(6) 前後傾斜装置	
形 式	油圧式チップバック
傾斜角度	3度以上

(7) 高雪堤処理装置	
形 式	スイングオーガ装置
幅	1,900mm以上
外 径	400mm以上
スイング方式	油圧式
スイング角度	30度以上（垂直方向から外側に対し）

5. 計器類

(1) 機関回転計	1式
(2) 燃料計	1式
(3) アワーメータ	1式
(4) 油圧計又は油圧警告灯（走行用油圧回路補給用）	1式
(5) 油温計又は油温警告灯（走行用油圧回路用）	1式
(6) 水温計	1式
(7) 充電警告灯	1式
(8) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式
(9) その他標準計器類	1式

6. 照明装置類

(1) 前部霧灯又は前部作業灯	2灯以上
(2) 黄色灯火（散光式）	前 全幅 500mm以上 後 全幅 1,100mm以上
(3) 前方作業灯	1灯以上
(4) 後方作業灯	2灯以上
(5) ステップランプ	1式
(6) 大型後部反射器	1式
(7) その他標準照明装置類	1式

7. カメラ

- (1) 取付数：1台（後方）
- (2) 電源：DC12Vもしくは24V
- (3) 動作温度：-25℃～50℃
- (4) その他：運行に際し十分な強度を有し、着雪防止等の適切な対策を講じること

8. モニタ

- (1) 画面サイズ：7インチ以上（カラー）
- (2) 動作温度：-10℃～50℃

- (3) その他：振動により損傷しないこと
運転室内前方に設置し、オペレータの視界を妨げないこと

9. 付属装置及び付属品

9-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) バックブザー（後方1mにおいて、音圧80dB(A)以上） | 1式 |
| (2) エアコン | 1式 |
| (3) ウインドウォッシャー（前面、電動式） | 1式 |
| (4) 標識板（300×570mm以上、車体後部取付） | 1式 |
| (5) 座席ベルト（全席） | 1式 |
| (6) 後方カメラ | 1式 |
| (7) 熱線入りバックミラー | 1式 |
| (8) 非常用信号具（発煙筒1、赤旗1） | 1式 |
| (9) 消火器（ABC粉末、1.8kg以上） | 1式 |
| (10) シガーソケット | 1式 |
| (11) その他標準付属品（ラジオ等） | 1式 |
| (12) ドライブレコーダー（前方、後方、車内が映るもの） | 1式 |
| (13) バッテリーメインスイッチ | 1式 |
| (14) 床マット | 1式 |

9-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 予備シャーピン（全種類各10本） | 1式 |
| (2) 標準付属工具 | 1式 |
| (3) 取扱説明書 | 2部 |
| (4) 部品表 | 1部 |
| (5) 履歴簿（仕様書を貼付けしたもの） | 1部 |
| (6) その他標準付属品 | 1式 |

10. 塗装及び名入れ表示等

- (1) 国土交通省建設機械塗装基準による。
(2) 名入れ

「山形県」車両両側の適当な位置及び後面中央に表示。

（名入れ方向は、向かって左側からとする。）

「山形県 県土整備部」キャビン柱両側へ表示。

（名入れ方向は、上から下へとする。）

管理番号は、原則的にシール製とする。ただし、管理番号は発注者が別途指示する。
文字の表示は、平成10年12月14日付け建設省建設経済局建設機械課事務連絡「建設機械整備費補助事業で購入する除雪機械の建設機械番号及び文字の表示について」に

基づくものとする。

その他詳細については、発注者と受注者が別途協議する。

1 1. 検 査

受注者は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

1 2. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

1 3. その他の事項

1 3-1 製造期日等の指定について

納入機はいわゆる新車でなければならない。

また、納入日時時点で排ガス規制基準を満たしていること。

1 3-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む))」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

1 3-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

1 3-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。